

平成27年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月5日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成27年3月5日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第9号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について
 - 議案第10号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第11号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第12号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第13号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第14号 御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例及び御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
 - 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて
 - 議案第21号 工事請負契約の締結について
 - 議案第22号 工事請負契約の締結について
 - 請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書

議事日程第1号

平成27年3月5日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 2件

(1) 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）運行継続に関する要望書

(2) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成26年11月分から平成27年1月分まで）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 20件

議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について

議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第9号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第10号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第11号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例及び御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第20号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

議案第21号 工事請負契約の締結について

議案第22号 工事請負契約の締結について

日程第6 請願の委員会付託 1件

請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書

出席議員 (10名)

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
12番 谷口鈴男		

欠席議員 (1名)

8番 植松康祐

欠員 (1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 額 久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村 悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田 徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 水野嘉博

生涯学習課長 田 中 宣 行

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局 書記 渡 辺 一 直

開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。

したがって、平成27年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

なお、植松康祐議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく申し上げます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 伊崎公介君の2名を指名します。

会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月30日の議会運営委員会において、本日より3月20日までの16日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より20日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、申し上げます。

町長の施政方針の発表

議長（加藤保郎君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

どの本会議も大切な議会でありますけれど、毎回、3月定例会を迎えますと、大変身の引き締まる思いでこの日を迎えております。

それでは、施政方針を述べさせていただきます。

第1回議会定例会の開催に当たり、将来に向けて町が進むべき方向性や課題について述べさせていただきます。

私にとって2期目の4年間、第1回定例会を迎えるたびによみがえる思いがあります。4年前の3月11日に起きた東日本大震災であります。被災地の光景は今も目に焼きついており、テレビから流れる映像や被災者の言葉は衝撃的で、決して忘れることのできない経験であり、今もなお続いております。安倍内閣は東北の復興加速を掲げておりますが、一刻も早く被災者の皆さんが普通の生活を取り戻すことができるよう願っております。

そして、この1月で阪神・淡路大震災からちょうど20年が経過しました。これまで発生した災害から私たちはさまざまな教訓を得ましたが、これが大きな犠牲の上に成り立っていることを決して忘れてはなりません。今後においてこの教訓を生かし続けるためにも、災害や被害の記憶・記録を風化させてはならないと考えております。

20年前といえば、決して風化させてはならない政変をこの御嵩町で実現させた年でもあります。柳川町政が誕生し、当時18名の定員であった町議会議員の3分の2、12人が新人に入れかわりました。風化させてならないのは、その前何年にもわたり心を同じくした人たちの流した汗と涙であります。御嵩町が今日あるのは、20年前からの歩みがあるからです。

国は、強くてしなやかな国をつくるために、国土強靱化として、事前防災・減災を基本とした予防という取り組みに政策方針のかじを切ろうとしているところです。本町においても、国土強靱化対策としてのモデル事業により、垂炭鉱廃坑問題に対して予防対策ができるようになり、大きな節目を迎えたところであります。

一方、国会では平成27年度当初に向けた予算が審議されているところでありますが、経済対策、地方創生、介護保険制度改革など、地方に目を向けた、地方が主役となる政策が打ち出されているところであり、地方がみずから考えて行動する時代にかじが切れようとしているところでもあります。私の2期8年間においては「行政の体質改善」と表現し、取り組んでまいりました。言葉をかえれば、地方創生に取り組む下地は既にできていると確信しております。

本町も、この2月1日に町制が施行されてちょうど60年の節目を迎え、みずから考え行動す

る新しい町に生まれ変わるときであると考えます。60年という長い歩みの中で、それぞれの時代に多くの課題があったであろうことは容易に想像がつくものであります。諸課題に対して真っ向から向かい合い、今日の御嵩町を築き上げることができたのは先人の努力のたまものであり、深く敬意を表します。

平成27年度は町制施行60周年のメモリアルイヤーとなりますが、この機会に60年にわたる歴史、歩んできた道程を振り返るとともに、未来を見通し、夢のある御嵩町をつくる起点としてと考えております。全町民が一体となって祝い、改めて御嵩町のよさに気づき、郷土への愛着をさらに高めるきっかけになるものとしてと考えております。

記念事業や町の情報を積極的に発信することにより、町外からも多くの方に来町していただき、御嵩町のすばらしさを知っていただく契機にしたいと考えております。その取り組みの一つとして、住民、行政、企業、地域づくり団体等、各種団体との連携を図るため、町内の各種団体の代表などを中心とした官民一体の60周年事業実行委員会を立ち上げるとともに、記念ロゴマークやキャッチコピーなどを定め、記念すべき年度として盛り上げてまいります。60周年記念式典はもちろんのこと、既にそれぞれの事業担当課においては、それぞれの団体と60周年に向けた協議を進め、御嵩町にあるさまざまなイベントの全てに60周年記念事業の冠をつけて事業を実施できるよう予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、町長選挙、町議会議員選挙が行われ、行政、議会とも新たな体制を迎える年でもあります。私におきましては、本年6月11日に2期目の任期が満了を迎えます。2期目のこの4年間も1期目と同様、マニフェストを掲げ、取り組んでまいりました。1期目と違いますのは、1期目に開始した事業を2期目もそのまま継続していくものも多くあり、腰を据えて事業に取り組むことができたという点であります。

2期目のマニフェストの第1には、災害に強いまちづくりを掲げてまいりました。4年前、東日本大震災の被災地を目の当たりにしたとき、亜炭廃坑の問題の解決は防災対策上においても喫緊の課題であると改めて感じたところであり、この思いから粉骨砕身の努力の結果、やっと端緒につくことができたところでもあります。任期満了までにこの道筋をしっかりとつけていくことが重要であると考えております。

さらに、環境モデル都市にも2度チャレンジした結果、県内で唯一選定されることができ、これによる各事業を展開しているところであります。防災、環境、福祉、教育に関してマニフェストに掲げたことを一つ一つ丁寧に進めてまいりましたが、4年間の総括としては、達成率はおおむね合格点がつけられるものではないかと思っております。

今回、議会に提案させていただきます平成27年度予算案の審議に当たり、政策の重立った内容について所信を申し上げますとともに、基本的な考え方について御説明させていただきます。

さきにも述べましたように、平成27年度は町長選挙が予定されております。本来、予算はその年度の全ての歳入歳出で編成されるものでありますが、町長選挙が行われる年度は政策的な事業の実行判断が困難であります。このため、義務的経費や継続的事业を中心に予算計上し、政策的である新規事業は極力計上せず、いわゆる骨格予算として予算編成を行いました。しかし、国の積極的補正予算、新年度予算などにより、長年懸案であった事業も、繰り越しや新年度予算で実施可能となった事業も多くあります。全体的な解釈としては、町長の政策的予算は極力上程を控えたことで骨格予算の体をなさせました。

一般会計予算額は86億2,700万円であり、骨格予算ではありますが、亜炭鉱廃坑対策事業関連経費の影響が大きく、対前年度比28.2%の増となりました。

国民健康保険特別会計においては、岐阜県下市町村での国保連合会による保険財政共同安定化事業に係る医療費対象額が1円まで引き下げられたことから、前年度比14%増の25億1,000万円。

後期高齢者医療特別会計は、前年度と同じ1億8,400万円。

介護保険特別会計は、保険給付費の自然増により5%増の14億9,540万円。

下水道特別会計は、南山台東での調査事業のため、0.9%増の9億3,600万円を計上しております。

なお、特別会計、企業会計と合わせた総額は148億340万円で、対前年度比17.9%の増となっております。過去最大の当初予算となりました。

それでは、一般会計予算について、歳入、歳出の順で説明申し上げます。

まず歳入について、大きな増減要因を中心に申し上げます。

町税については、アベノミクス効果から地方への景気好転への兆しが期待されるものの、法人町民税率の引き下げや固定資産税に係る評価替えの実施により、町税全体では0.8%減の22億9,521万円と見込んでおります。

地方消費税交付金は、昨年4月からの消費税率引き上げによる影響を年度当初から享受できる見込みになり、29.4%増の2億7,300万円を計上しました。

地方交付税は、国の普通交付総額の減少の動きや、基準財政需要額などの総合的な推計により、1.6%減の12億2,900万円となっています。

その他、自動車取得税交付金は、税率引き下げにより大きく44.8%の減となっています。昨年からスタートしております亜炭鉱跡防災モデル事業の負担金が皆増の21億1,700万円、国の施策として行われた子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金事業国庫支出金が71.1%減の3,552万円。道路や橋梁に係る社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金は、亜炭鉱対策としての路面陥没対策事業に充当するための交付金も含んでいるため、107.5%増の1億3,153

万円。再生可能エネルギー導入のためのグリーンニューディール基金は、事業終了のため2億1,191万円の皆減。特殊地下濠等対策事業などの財政需要に対応するための財政調整基金繰入金が32.9%増の9,984万円となっております。

町債につきましては、顔戸橋の橋梁補修や井尻川改修等の土木債、J A跡地用地の土地開発公社からの買い戻しのための緊急防災・減災事業の消防債、上之郷中学校つり天井対策事業の教育債、路面陥没対策面での亜炭鉱対策債など増となっておりますが、自主財源より有利な町債を利用することにより、歳入歳出両面において最大限の努力を行った結果であります。

臨時財政対策債は、対前年度比11.1%減の3億2,000万円を計上し、町債全体では7%増の5億4,000万円となりました。

続きまして、歳出予算について申し上げます。

平成27年度の重要施策として、国が掲げる国土強靱化計画に調和する形でのまちの基盤づくりとして亜炭鉱廃坑対策事業が上げられます。具体的には、防災モデル事業の継続的かつ着実な実施と、亜炭鉱に係る路面陥没及び特殊地下濠等対策事業など、災害復旧費は昨年度の約10倍の23億5,356万円です。

その他、款ごとでの主な増減については、マイナンバー制度対応へのシステム改修が本格化する一方、環境モデル都市関連工事が一旦終了した影響で、総務費は対前年度比9.1%減の10億3,985万円。老朽化した橋梁の維持整備や、かつての豪雨災害を教訓とした井尻川の排水新設改良事業、長岡雨水幹線整備など、土木費は3.5%増の8億3,651万円。民生費は、障害者自立支援給付事業が増大するものの、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金事業が縮小され、3.8%減の20億8,355万円。教育費では、願興寺鐘楼門修理の文化財補助事業継続や、上之郷中学校体育館のつり天井改築工事など、4.1%増の6億6,514万円を計上しております。

それでは、平成27年度の重立った施策・事業について、予算計上額も示しながら御説明申し上げます。

「熱意ある地方の創意工夫を全力で応援する」、安倍総理が施政方針演説で述べられた言葉です。

平成27年度は、国の地方創生政策により、本町にとっても節目の年になることと思われま

す。昨年総選挙後、第3次安倍内閣が発足しました。これまで「三本の矢」として推進した経済対策により、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、26年7月から9月期における実質GDP成長率は年率換算でマイナスとなっております。この状況に対応すべく、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が閣議決定され、実行に向けた補正予算が成立しました。この中には地方創生に向けた総額4,200億円規模の大型交付金が予算措置されており、各自治体の具体的な施策内容により分配されるものであります。本町においても、アイデアを練り、これ

を活性化の機会と捉え、積極的に申請をしまいたいと考えております。

今後においても、国は地方創生を御旗に、中央集権的な従来の仕組みを変えて、地方の自主性を発揮する地方分権の推進を掲げています。本町も知恵を出し、創意工夫によって、住民とともに地域資源を活用したまちづくりに取り組まなければなりません。議会の皆様にも発想をしていただき、御協力をいただきたく思っております。

現在、今後10年間のまちづくりの基本となる第5次総合計画の策定に着手しております。地方自治法改正により基本構想の策定義務がなくなって以降、最初の総合計画となります。

少子・高齢化の進展による人口減少の加速、巨大地震に備えた防災・減災対策、都市と地方の格差拡大など数多くの課題に加え、御嵩町固有の地域課題である亜炭鉱対策や地域公共交通対策など、町が取り組まなければならない課題は山積しております。しかしながら、全ての課題を克服する政策を行うには、限られた財源では限界があります。

人口減少の時代にあって、本町の住民が安心して住みやすいまちをつくるためには、事業の選択や真に必要な施策の絞り込みも必要であります。まず本町の実情を把握し、今後目指すまちの姿はどのような姿なのか、どんなまちだと住み続けてもらえるのか、また本町に移り住んでみたいと思うのか、急速に変わっていく社会情勢の中、10年後のまちの姿を描くのは容易ではありませんが、多くの方の意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えています。

そのために、住民と行政が協働して、多様な主体が主役となるまちづくりを目指して、人材育成を図りながら、効果的かつ創造的なまちづくり戦略となる行政の最上位計画としての総合計画の策定に努めてまいります。

巨大地震発生時に対する亜炭鉱廃坑陥没被害の予防対策として第一歩を踏み出している南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業につきましては、本定例会に第3期計画地区防災工事の請負契約締結のための議案を上程させていただいています。この第3期計画地区は、第2期計画地区の南側に隣接する区域と、平成22年10月に発生した大規模陥没の周辺地域、この2つのエリアから成っており、1月7日に本町で開催された亜炭鉱跡問題対策委員会においてレベル1（地盤の脆弱性が極めて高い）と判定を受けた地域です。

また、今回上程しています平成27年度一般会計当初予算には、この第3期計画地区の防災工事を含め、第1期防災工事、第2期防災工事の当該年度の施工予定分に相当する工事請負費を計上しております。

この当初予算には、そのほかに、平成26年8月6日に開催されました亜炭鉱跡問題対策委員会で、第1期計画地区において、御嵩小学校敷地内のレベル2（一定の地盤の脆弱性が認められる）と判定を受けたエリアについて国土交通省の特殊地下濠等対策事業による防災工事を実施するための工事請負費を計上するとともに、第2期計画地区内において、亜炭鉱跡防災モデ

ル事業と連携して実施する町道の路面陥没対策事業に国土交通省の防災・安全交付金を要望しており、必要となる委託料、工事請負費を計上しています。

平成25年度国の補正予算において基金造成された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業は、平成27年度に3年間の事業期間の中間の年度を迎え、各計画地区において防災工事の進捗を大きく進める年となります。平成26年度に実施した地盤脆弱性調査結果による防災工事計画に基づき、しっかりと歩を進めるとともに、平成27年度からはモデル事業終了後のさらなる展開を目標に、次の一手につなげられるようしっかりと考え、行動していきたいと考えております。平成26年度、歴史的に動いた本町の亜炭鉱跡坑対策事業の動きをとめないように、継続した動きとなるように、あらゆる関係者の力をおかりしながら、手を尽くし努力をしていきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても最大限の御協力をよろしくお願いいたします。

阪神・淡路大震災以降、自分の身は自分で守るという意識が高まりました。行政機関は発災後すぐには機能しません。まずは自分で自分を守っていただきたいと思います。そのために、町民の皆さんには防災意識を持ち、日ごろから災害に備えてほしいと思います。自分が助かればほかの人を助けることができる、この連鎖が大切であると考えます。まずは自助、次に共助、最後が公助であることを御認識していただきたいと思います。

発災直後に行政機関が機能しない理由は、職員の参集状況や停電などによる行政機能の低下などが上げられますが、中でも最も懸念されておりますのが役場庁舎自体の崩壊という問題です。

本町の役場本庁舎は、耐震性能への不備が指摘されており、発災後の公助を含めた町行政の執行・維持運営機能がかなり高い確率で喪失されるおそれがあります。地下基盤の強化については、現在、亜炭鉱跡坑の充填工事を実施中ですが、建物部分についてのあり方、整備計画の方針を喫緊に協議決定していく必要があります。地震に負けない庁舎整備計画の選択には、既存建物の耐震補強、あるいは新規の庁舎建設を進める道もあるでしょうが、その方針を多面的かつ総合的に御検討いただく方々をお願いし、委員会を年度開始早々に立ち上げてまいりたいと存じます。また、議会の皆様とも何度でも意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

災害は地震だけではありません。地球温暖化の影響とも言われておりますが、毎年各地で大型台風やゲリラ豪雨による大雨・洪水災害が頻繁に発生しております。本町においても、7・15、9・20災害と呼ばれる100年に1度とも言われた豪雨災害を2年連続で経験しました。

豪雨災害対策として河川の整備は重要な要素であります。可児川を初めとした1級河川につきましては国や県により事前防災事業を進めている状況にありますが、町が管理をしておりま

す普通河川につきましては、昨年より社会資本整備総合交付金を受け、長岡排水路の拡張工事を実施してまいりました。国の平成26年度補正予算により、平成27年度にこの排水路の当初拡張計画分を完了させる公共下水道浸水対策工事を実施いたしますが、現国道21号を横断する整備が難所となり、国道に埋設されている通信ケーブルの移設や国道の交通規制により、地域住民の皆様を初め、国道利用者の皆様には大変な御不便をおかけする工事となることが予測されます。災害に強いまちづくりの一つとして大変重要な工事となりますので、議員の皆様におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。

またこれにあわせて、継続的に茶園原川の整備を延伸するため、御嵩町消防団第3分団車庫前から上流への整備計画を予定しております。この整備計画につきましても、長岡地区と同様、国道横断から始まることとなることから、計画を慎重に進めてまいりますので、あわせて御理解を賜りますようお願いいたします。

道路施設の急速な老朽化に対応するため道路法などが改正され、橋梁やトンネルの点検、診断、措置、記録が義務化され、道路メンテナンスを実施していくことが責務となりました。本町におきましても、橋梁の点検や維持修繕工事を継続して進めてまいります。平成27年度におきましても、15メートル以上の19カ所の橋梁の点検、診断及び評価を実施し、特に顔戸橋につきましては建設から54年が経過し、老朽化も著しいことから、長寿命化工事を行います。

昨年4月のキックオフ宣言以来、この1年間進めてまいりました環境モデル都市関連事業ですが、アクションプランに掲げた事業につきましては、ほぼ順調に進捗しているところであります。

平成26年度におきましては、再生可能エネルギーを活用したCO₂の削減と、大規模な災害時において一定期間の自立した避難所運営を可能とするためのグリーンニューディール基金事業を鋭意進めてまいりました。これは環境モデル都市関連事業の目玉の一つであります。年度内には事業が完了する運びとなり、27年度からは自立型避難所として機能していくことになります。

さらに、伏見児童館の整備につきましては、再生可能エネルギー導入部分においてグリーンプラン・パートナーシップ事業の採択を受けることができ、自己財源の負担を少なく実施することができたものであります。

環境モデル都市としてのソフト面での事業としましては、岐阜県立森林文化アカデミーの涌井学長などの基調講演やパネルディスカッションにより、環境と森林を考える森づくりフォーラムをこの1月に開催したところであります。多くの関係団体や町民の皆様に参加いただき、大変有意義なものであります。本町においては昨年、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した、種から苗木を育て、荒廃した森林を整備する事業として町民参加による環境モデル林整

備事業を実施しているところであり、27年度においても継続し森林再生を図っていきたいと考えておりますが、このフォーラムを通して、地球環境を保全していく取り組みにはやはり人・人材の育成が欠かせないものであり、今にも増して環境教育、環境学習に力を入れていかなければならないという認識を新たにしたところでもあります。

環境教育事業の一つとして、27年度には、自然環境、森林保全に関心を持つ中学生を対象として、森づくり団体とともに、環境未来都市である北海道下川町においてNPO法人が行っている森林体験プログラムに参加していただくことを考えております。中学生には、みずから山の仕事を体験していただくとともに、下川町が実践している森林を活用したさまざまな取り組みや産業について学習していただき、森づくり団体には、NPO法人が行う森林体験学習のノウハウについて研修していただくことで、人材育成を推進していこうというものであります。

また、参加した子供たちの体験発表会などにより、森林保全の大切さを広め、将来は広い意味での環境を意識した職業についてほしいと期待するものであります。

下川町は、環境未来都市として温室効果ガスの吸収量を高める施策のみならず、超高齢化社会に対応した先駆的な取り組みを実施している町であります。環境モデル都市間の交流事業とも位置づけることができ、参加した子供たちにとっても、また本町にとっても有益な事業であると考えておりますので、議員の皆様につきましても御理解をお願いしたいと思います。

平成20年度に設けられたふるさと応援寄附金の制度は、全国の都道府県・市区町村で「ふるさと納税」の呼び名のもと寄附金として寄せられ、活用されているところでもあります。本町におきましても、創設以来、町内外の方々から毎年度寄附をいただき、条例によって定める環境保全、福祉の向上、子供たちの健全育成などの事業に活用させていただいているところでもあります。

本町には、願興寺や中山道を代表として、今なお多くの貴重な文化遺産があります。これらは郷土御嵩に生きた先人の生活のあかしであり、御嵩町を内外に知らしめる上でも貴重な資源となっています。このうち重要なものは、県、町、国による指定文化財として保護・保存の対策が講じられるとともに、所有者・管理者により日ごろより適正に管理されているところでもあります。

このような指定文化財といえども、永年の時の流れの中で劣化や傷みが進行しており、耐震上の配慮や対策が未整備で、災害発生時には毀損の危惧があるものがあります。そのため、順次将来を見越した保護または保存の対策が求められているところですが、これらの対策を講じようとした際には、所有者・管理者の経済的負担が発生する場合もあり、思うように保護・保存に向けた取り組みが実施できない状況が発生する可能性もあります。

特に、重要文化財である願興寺本堂の全面的修理に関しましては、保存会組織は立ち上がっ

たものの、事業主体の資金的問題もあり、準備は遅々として進んでいないのが現状であります。町としても修理の必要性の認識はできており、町負担分補助や事務事業の協力は確約したところ です。加えて、ふるさと応援寄附金の制度を活用するため、御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例と御嵩町基金条例の関係部分を改正し、文化財保護または保存に関する事業の区分を新たに設けることで、町外からの寄附金を補助の上乗せ分としたいと考えております。いずれにしましても、事業主体や保存会の覚悟がなければ達成できない事業でありますので、議員の皆様 の知恵を授けていただくことをお願いするものであります。

介護保険制度の創設から15年目を迎え、介護サービスの提供は着実に拡充されてきました。しかしながら、全国的に、高齢化が進む地域における暮らしを支えるためには、介護サービスの充実とともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築していくことが喫緊の課題とされております。

平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、要介護者数が急増する状況が10年後に迫る中で、人口構造に目を向けますと、平成37年以降、我が国の介護保険制度を支える40歳以上人口は減少に転じるとともに、既に減少局面に入っている生産年齢人口におきましても趨勢的に減少が続くといった、これまで経験したことのない環境に直面することが見込まれ、37年以降を見据えた対応も考慮すべき時期に差しかかっております。

このような状況下、平成27年度には介護保険法が大幅に改正され、大きな見直しが行われるとともに、各市町村においては制度改革の趣旨を踏まえた上で市町村の実情に応じた第6期介護保険事業計画を策定し、27年度から29年度までの3年間をこの計画に基づいて事業を推進していくこととなります。本町におきましても、本町における人口推計、介護認定者数の推計、各種介護給付の推計など中長期的な見通しを立て、さらに住民アンケートによるニーズ調査を実施した上で、介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムの構築、介護予防と生きがいづくり、社会参加の促進、認知症施策の推進など、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を考慮した内容の事業計画を策定しております。

続いて、第6期計画期間中の保険料について説明いたします。介護保険の運営に当たりましては、運営費の50%が住民の皆様からの保険料で賄われております。全国的に高齢化率、介護認定率、そしてこれに伴う介護給付費の増加は依然として右肩上がりの状況であり、これは本町においても例外ではありません。適正なサービスを提供する上で、現在の介護保険料の額では不足することは間違いなく、値上げは避けられないものと判断いたしました。ぜひとも御理解をお願いしたいと思います。住みなれた地域で、健康で生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護が必要な状態になっても安心して住み続けられるまちづくりを目指してまいりますので、議員の皆様につきましては一層の御理解と御協力をお願いいたします。

老朽化した伏見児童館の建てかえが完了し、この4月からは伏見児童館、スポーツ施設の複合施設として開館します。新しい施設では、子供から高齢者まで幅広い世代の町民が利用し、交流できる場になることを想定しています。地域の方を初め、多くの関係者の方々に管理運営面でもかかわっていただき、施設をよりよいものに育てていっていただきたいと思います。

この20年間で全国の耕作放棄地は約40万ヘクタール、滋賀県の面積とほぼ同じ規模に倍増しました。農業の担い手が農地を耕作管理している面積は全農地の50%しかありません。本町においては、担い手が耕作している農地は約9%であります。

全国的に農業従事者の高齢化や農業離れという問題が上っておりますが、これに対応するため、農地集積バンクと言われる農地中間管理事業という新しい仕組みがスタートしました。これは、耕作を続けることが難しく農地を貸したい人と、農地を借りて規模の拡大や経営を効率化したい人を、各県に1つずつある農地中間管理機構という組織が仲立ちする仕組みであり、この事業を推進することで農業の活性化に期待を寄せるものであります。

本町におきましては、平成26年度に農事組合法人ふしみ営農などによる約15ヘクタールに及ぶ農地の集積が図られましたが、平成27年度には新たに1人の個人の担い手に受け皿となっただき、2つの法人と2人の個人の担い手により、比衣地区のほか、中、御嵩、上之郷地区についても当事業を推進してまいります。これにより、なお一層本町の農業の活性化を図ってまいりたいと考えます。

次に、教育関連について申し上げます。

教育関連の推進については、平成13年度に策定し、その後、2回の改定を経ております。21世紀御嵩町教育・夢プランに基づき、学校教育、社会教育の各分野で点検・評価を行いながら各事業を実施しているところでありますが、平成27年度は2回目の改定で策定された5カ年計画の最終年度となるところであります。

平成27年度は、次の計画である第3次改定の策定と並行して各事業を推進してまいります。21世紀御嵩町教育・夢プランを推進していく上で常に基本に置いておりますのは「笑顔」であります。各事業を推進していくに当たりまして、笑顔いっぱいの子供たち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなるよう、「み」「た」「け」の3文字から、「みんなで学び合う姿」「たすけ合い思いやる姿」「けんこうでみがき合う姿」の3点を「目指す姿」と位置づけております。

主な事業といたしまして、上之郷小学校区放課後児童クラブの設置や、御嵩町子どもの笑顔づくり条例の取り組みによるいじめ未然防止、公民館活動、家庭・学校・地域が連携した家庭教育の活性化、国・県指定文化財である願興寺本堂・鐘楼門の保存修理など重点的に取り組んでまいりますので、議員の皆様におきましても御協力をよろしく願いいたします。

また、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化

を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年成立し、平成27年度から施行されることになりました。これに伴う関連条例の整備を行い、教育委員会の充実を図ってまいりますので、あわせて御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

御嵩町にとって公共交通機関の維持は、持続可能なまちづくりの重要な基軸であります。名鉄広見線は、御嵩町の活性化に不可欠な、町の玄関となる大切な社会インフラであることは言うまでもありません。環境に優しい身近な交通機関であるとともに、少子・高齢化が進む中で、地域住民の移動手段として地域を支える重要な施策であり、環境モデル都市のアクションプランの柱の一つとして取り組んでまいりました。

平成27年度は、可児市、八百津町とともに進めてきた活性化協議会の第2期活性化計画の最終年度であり、また次期運行に向けた協議の大詰めの年となります。既に議会にも報告しておりますとおり、可児市と御嵩町の全域を対象とした住民アンケート調査結果でも運行継続を望む声が多く、運行の費用負担についても財政支援をして存続させるべきとの民意を伺うことができましたことは、両市町にとっても住民の声を尊重しなくてはならない大切な結果と受けとめております。

また、昨年12月には可茂地区高等学校PTA連合会が、財政支援する市町と議会に運行継続に関する要望書を提出いただき、さらには、東濃高校、東濃実業高校、八百津高校の生徒会の自主的な発案により署名運動が実施され、この2月に存続を求める約1,000名もの署名と要望書を提出いただきました。いずれも高校生の通学手段としてはもちろんのこと、高校進学への選択肢にも大きく影響するため強く存続を求めるもので、将来この地域を支える高校生の移動手段として残していかなければならないと改めて実感したところであります。

一方、平成26年度になってからの利用者数の推移は、消費税増税前の先買いの影響があるとはいえ、前年と比較して累計でマイナス3万6,000人、5.1%の低下と大変厳しい状況が続いており、利用促進に対するより一層の取り組みが求められています。

今後は平成28年度以降の存続に向けて協議を進めることとなりますが、議会を初め各種団体にも協力いただき、新たな方策を模索してまいりたいと考えております。例えば1市2町が連携して地域の観光資源を結び、名古屋・岐阜方面から誘客する観光ルートの構築など、この地域全体の活性化につながる地域の魅力づくりに取り組むことなども考え、今まで以上の利用促進を図ってまいります。

行政が主導で行えるのは、ほんの一端であります。住民の皆様が日常生活の中で利用していただかなくては、安定的な利用数は望めません。日常の生活の中でいかにして鉄道の利用に結びつけるのかも、あわせて考えてまいりたいと思います。

以上、平成27年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸議案の概要について御

説明申し上げました。

冒頭に述べましたとおり、平成27年はさまざまな面で節目の年となります。本町も町制施行60周年であり、人と言うならば還暦であります。還暦とは、生まれたときに戻るべく再出発の年とも言われております。私は先日、本年7月に実施される町長選挙に3選を目指し立候補することを記者会見で表明しましたが、私の2期目の任期はあとわずかであります。しかし、任期を全うすべく町民の皆様とも議論を重ね、本町の再出発にふさわしい年になるよう町政運営に当たりたいと考えております。議員の皆様につきましても御理解と御協力のほどを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

今回提案いたしますのは、平成27年度の一般会計及び特別会計の予算に関する議案6件、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案4件、条例関係7件、その他3件、都合20件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、あすの午後5時までに通告書により事務局まで提出していただくようお願いいたします。

諸般の報告

議長（加藤保郎君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄い黄色の諸般の報告つづりをごらんください。

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）運行継続に関する要望書、例月現金出納検査の結果について（平成26年11月分から平成27年1月分まで）の報告であります。以上2件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開予定時刻は10時10分といたします。

午前9時55分 休憩

午前10時10分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第3号から議案第22号までの20件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件20件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、当初予算について行います。

議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

おはようございます。

それでは、議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

町長の施政方針にもございましたが、平成27年度は町長選挙が予定されておりますので、その当初予算につきましては新規事業等を極力抑制した骨格予算とさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

なお、当初予算の内容につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課が説明をしており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、余り重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明させていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は86億2,700万円と定める旨を規定しております。各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページ掲載の第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債につきましては、それぞれの表で説明させていただきます。

第4条の一時借入金は最高額を8億円とするもの、第5条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例を定めたものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為であります。設定件数は3件、それぞれの項目ごとに期間及び限度額

を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものであります。

固定資産土地評価システム業務は、平成30年度に評価替え業務を行うため、平成29年度までの限度額2,039万円です。

次の御嵩農業振興地域整備計画策定事業は、既存の計画の抜本的見直しを行うためのもので、平成28年度までで、限度額は472万9,000円です。

3件目、給食センター業務の一部民間委託事業は、学校給食の調理や配送などの業務を民間に委託するものです。平成30年度まで、限度額は1億2,483万8,000円を設定するものであります。

次に10ページをお願いします。

第3表 地方債を説明いたします。平成27年度は借入件数11件、借入限度額は5億4,000万円であります。

まず低公害車導入事業240万円は、環境モデル都市として電気自動車2台の購入費用に充てるものであります。

県営土地改良事業負担金負担事業1,250万円は可茂南部2期地区ため池など岐阜県が施行する事業、可児川防災等ため池組合負担金負担事業420万円は可茂南部1期防災ダムなど組合が整備する事業の負担金にそれぞれ充当する地方債であります。

次の地方道路等整備事業890万円は、町道千ノ井・真多羅線舗装工事などの防災・安全交付金事業に、橋梁整備事業2,910万円は顔戸橋など橋梁修繕の工事に、さらに河川改修事業2,010万円は、井尻川改修事業のための借り入れであります。

消防防災施設整備事業4,290万円は、防災コミュニティー複合施設用地の購入費用に係るものです。

中学校施設整備事業1,730万円は、上之郷中学校体育館のつり天井対策工事及び向陽中学校のユニバーサルトイレ設置工事に充てるためのものです。

また、路面陥没対策事業5,260万円は、町道の地下充填工事に充てるもの、水道未普及地域解消事業3,000万円は、水道事業が行う上之郷水道未普及地域解消事業に係る建設改良費の3分の1相当額を一般会計出資債として借り入れするものであります。

最後に、臨時財政対策債3億2,000万円は、地方財政法第5条の特例として発行が認められるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法はごらんとおりです。

14ページから掲載の歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類で説明いたしますので、先に予算書110ページをお開きください。

予算書110ページから115ページまでが特別職及び一般職に係る給与費明細書でございます。

特別職・一般職合わせ平成26年度対比で6,356万1,000円の減額となっております。

116ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書です。都合8件の債務負担行為について平成27年度以降の支出予定額を示しています。

117ページをお願いいたします。

平成25年度から平成27年度までの地方債残高の推移をあらわした調書が載せてあります。右下にありますように、平成27年度末地方債残高見込みは47億6,816万6,000円で、平成26年度末対比で1億5,773万円の増額となっております。これは臨時財政対策債の増によるものであります。

それでは、平成27年度御嵩町歳入歳出予算附属書類の説明をさせていただきます。

附属書類のピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

平成27年度会計別予算総括表であります。そのうち一般会計の予算額は86億2,700万円で、前年度比28.2%、18億9,700万円の増額となっております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、平成26年度予算と比較し、増減額の主なものを中心に説明いたします。

款1町税は、法人税率の引き下げや土地評価額の減、償却資産の減少などが見込まれることから、1,891万8,000円の減額であります。

款6地方消費税交付金は、26年度からの消費税引き上げに伴う地方配分率の増加が年度当初から反映されることにより、6,200万円増の2億7,300万円を見込みました。

款8自動車取得税交付金は、平成26年度から自動車取得税の減税措置があったことから、1,300万円減の1,600万円と見込んでいます。

款10地方交付税は、普通分に関して政府の予算額が減少していることから、前年度より2,000万円減額し、特別分と合わせて12億2,900万円を計上しております。

款12分担金及び負担金は、亜炭鉱跡防災モデル事業の費用負担額が21億1,700万円と大きくふえ、総額22億3,952万8,000円を計上し、歳入全体に占める割合は26%であります。

款14国庫支出金は6億3,541万3,000円であります。マイナンバー制度に対応するためのシステム改修補助金や個人番号カード交付事務補助金、また町道地下充填の路面陥没対策や道路橋梁事業の防災・安全交付金が増加するものの、臨時福祉給付・子育て世帯臨時特例給付事業が規模縮小となることから、前年度より1,467万5,000円の減少です。

款15県支出金は、前年度より1億7,587万6,000円減の5億4,496万4,000円でございます。新たなものとしまして、農地中間管理機構集積協力金補助金や願興寺鐘楼門修理事業のための岐

卓県文化財保護費補助金、国勢調査委託金が加わっておりますが、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金分がなくなりまして、減額を見込んでいます。

款18繰入金は3,480万2,000円の減、1億6,072万9,000円を計上しました。財源不足を補うための財政調整基金のほか、ふるさとふれあい振興基金、ふるさとみたけ応援基金、福祉向上基金、水道未普及地域対策基金からの借り入れ予定でございます。

款19繰越金は3,000万円増額し、1億5,000万円を計上しています。

款20諸収入は5,835万1,000円を計上しております。平田頭首工整備のための土地改良施設維持管理適正化事業交付金がふえていますが、伏見児童館の太陽光蓄電池の設置関連の助成金が減り、前年度から1,528万8,000円の減であります。

最後に、款21町債は3,510万円の増、5億4,000万円であります。

3ページは、歳出予算の説明です。

款2総務費は1億433万2,000円の減です。町制施行60周年記念関連事業やマイナンバー制度対応などの電算管理経費が増加していますが、自立型避難所整備工事の終了など、環境モデル都市推進費が大きく減少の原因となっております。

款3民生費は、前年度より8,184万3,000円減額しています。介護給付費の増による繰出金や障害者自立支援給付費助成事業で増加しておりますけれども、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業が規模縮小となるほか、伏見児童館の関係工事が終了したためです。

款6農林水産業費は、県単土地改良事業負担金などにより2,152万2,000円、10.4%の減額となっておりますが、新たに機構集積協力金補助金を計上した農地中間管理事業を展開するほか、平田頭首工補修工事に着手し、農地の保全と有効利用に努めてまいります。

款8土木費は2,812万2,000円の増額です。防災・安全交付金を活用した町道舗装工事、長寿命化を図るための橋梁点検と維持補修工事、河川補修と排水改良工事など、国土強靱化として御嵩町における災害に強いまちづくりを推進してまいります。

款10教育費は、上之郷中学校体育館のつり天井対策工事や教職員用パソコンの更新、願興寺鐘楼門の修理事業補助金などを計上し、2,613万2,000円の増額です。

款11災害復旧費は、前年度の約10倍の23億5,356万円の大幅な増額を計上いたしました。亜炭鉱跡防災モデル事業のほか、町道地下充填のための路面陥没対策工事及び特殊地下壕等対策工事など、この款だけで歳出全体予算の27.3%を占めております。

款12公債費は、元金、利子ともに支払いが減ることにより、全体で3,725万6,000円の減額です。

款13諸支出金は、水道未普及地域解消事業出資金減による1,830万円の減額であります。

4ページをお願いします。このページは、歳出予算の科目別性質別の内訳表であります。

次の5ページは、歳出予算の財源内訳表であります。

ページをめくっていただき、6ページから9ページまでは一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬、賃金の内容が載せてございます。

さらに、10ページは当初予算規模の推移表であります。

次に11ページですが、実質公債費比率の推移に関する調査表です。

表の下から4段目の実質公債費比率は、平成27年度で7.0%を見込んでおります。下から2段目の起債年度末残高はふえるものの、地方債を借り入れる際に交付税算入率を考慮して借入れをしていることから、実質公債費比率を押し下げる要因となっております。

次に、オレンジ色表紙の資料は事業別予算明細表でございます。一般会計の支出予算科目ごとに財源内訳、主な内容等を掲載しております。

黄色表紙のものは主要施策の概要であり、各課係ごとに事業の概要を載せてございます。

以上3件の附属書類に関する大まかな説明を終えますが、いずれの書類も予算書の内容を補充する資料でございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で平成27年度御嵩町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。内容を精査の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第4号、第5号、第6号について御説明いたします。

初めに、議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてから説明いたします。

最初に国保の加入状況でございますが、この2月1日現在の加入世帯数は2,865世帯、被保険者数は5,039人となっております。昨年同時期と比べまして減少傾向となっております。

それでは、平成27年度の国民健康保険の説明をさせていただきますが、予算書の119ページをお願いいたします。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,000万円と定めるものであります。前年度当初予算と比べ3億900万円、14%の増となっております。

この主な要因といたしましては、歳入においては、前期高齢者交付金や共同事業交付金がふえたこと、歳出においては、後期高齢者支援金や共同事業拠出金がふえたことなどによるもの

であります。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、125ページをお願いいたします。

歳入からですが、初めに款01国民健康保険税につきましては、合計で5億2,580万2,000円、昨年度に比べまして1,503万8,000円、2.8%の減となっております。市町村国保の抱える構造的な問題もありますが、被保険者の皆様に保険制度の周知と御理解をいただきながら、引き続き税収の確保に努めてまいります。

款03国庫支出金につきましては、各種の負担金と財政調整交付金を合わせまして4億1,805万6,000円です。このうち3億5,351万4,000円は、定率32%の国庫負担である療養給付費等負担金です。財政調整交付金などと合わせて対前年度比881万9,000円の減であります。

款04療養給付費交付金は1億6,522万4,000円、これは退職者医療に対するもので、61歳から64歳までの該当者の方の医療給付費の減に伴い、394万6,000円の減となっております。

款05前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方の医療費に対する負担調整のための支払基金からの交付金で、現年度分と過年度分の精算分等を合わせ6億5,534万3,000円で、昨年度比で1億907万4,000円の増、歳入予算全体の26.1%を占めております。

款06県支出金につきましては、財政調整交付金や高額医療費共同事業負担金などで、昨年度とほぼ同額の1億513万6,000円であります。

款07共同事業交付金は、岐阜県下の市町村国保間の財政安定運営のための保険制度であります。高額医療費共同事業交付金が4,607万円、昨年度比で680万8,000円の増、保険財政共同安定化事業交付金が4億5,343万8,000円、昨年度比で2億9,381万円の大幅な増となっております。これは、今まで1レセプト30万円以上の医療費が対象であったものが、平成27年度以降は1円以上のものが対象となるという制度改正に伴い、大きく増額となったものであります。今回の当初予算の増額要因のほとんどがこれによるものであるということでございます。

款09繰入金は1億783万9,000円となり、前年度より1,492万9,000円の減となっております。この主な理由は、保険基盤安定繰入金が1,721万6,000円ふえておりますが、昨年までお願いしておりました特別支援繰入金3,000万円、こちらを計上しなかったためでございます。

款10繰越金につきましては、現状の国保財政運営を考慮いたしまして2,962万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出について説明いたしますので、次の126ページをお願いいたします。

款02保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など過去の実績と今後の動向を見込み、合計で15億3,307万6,000円、前年度と比べて194万2,000円の減となっております。この科目だけで歳出予算全体の61.1%を占めております。

款03後期高齢者支援金は、後期高齢者医療費の40%を国保や他の被用者保険が負担するもの

で、2億8,357万2,000円、対前年度1,045万7,000円の増であります。

款06介護納付金は、介護保険制度の財源を賄う40歳から64歳までの2号被保険者からの納付金です。前年とほぼ同額の1億2,812万2,000円であります。

款07共同事業拠出金は4億9,954万9,000円、対前年比で3億61万9,000円の大幅増であります。

款08保健事業費につきましては、特定健診等の事業費など2,044万6,000円を計上いたしました。

款10諸支出金につきましては、各種償還金とあわせて、平成22年度の財政運営において一般会計から借り入れいたしました借入金の一部返済、元金分2,500万円と利息分などを合わせて計上しております。

なお、予算書の127ページから140ページまでが明細書となっております。歳入予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり35ページ、36ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書の143ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,400万円と定めるものであります。昨年度と同額でございます。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたします。

147ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01保険料は1億2,734万3,000円で、予算全体の69.2%を占めており、前年度より231万6,000円の減額となっております。

款03後期高齢者医療広域連合支出金につきましては、ぎふ・すこやか健診の健診費に対する広域連合からの委託金に加え、新たに始まりますぎふ・さわやか口腔健診の委託金として前年度より126万4,000円増額の326万6,000円を見込んでおります。

款04繰入金につきましては5,156万6,000円で、対前年度56万4,000円の増額であります。事務費や特定健診費用及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分に係る一般会計からの繰入金でございます。

款06繰越金は、前年度より48万8,000円増額の173万円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明いたします。

148ページをお願いいたします。

款01総務費は、一般管理費と徴収費で合計216万5,000円です。

款02後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億7,635万6,000円で、予算全体の95.8%を占めております。対前年度比は156万7,000円の減額となっております。これは広域連合への保険料、事務費などの負担金でございます。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に係る事業費等で365万3,000円、前年度比で115万4,000円の増額となっております。

款04の諸支出金50万1,000円は、過年度保険料など還付金を予定しております。

また、款05予備費は132万5,000円を計上しております。

明細につきましては予算書の149ページから153ページ、主要施策の概要つづりは36ページに関係分がございますので、こちらも後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について説明をいたします。

予算書の155ページをお願いいたします。

平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算は、第1条第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,000万円と定め、第2項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ540万円と定めるものであります。

156ページをお願いいたします。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は14億9,540万円で、前年度当初予算と比べて5%の増、7,070万円の増額となっております。

御嵩町の介護保険を取り巻く状況でございますが、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は2月1日現在で5,175人と昨年より147人の増加、また要介護認定者数は要支援1から要介護5までの合計で874人、昨年同時期より13人ふえておるという状況でございます。これにあわせて介護サービスの受給件数もふえており、今後もふえ続けることが予想され、介護給付費の増加が引き続き懸念されておるところでございます。

予算の詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたしますので、163ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から説明をいたします。

款01保険料は、特別徴収及び普通徴収を合わせて3億2,456万9,000円を見込んでおり、予算全体の21.8%を占めております。前年度より3,729万4,000円の増額でございます。これは保険料の改定に伴い増額となったものでございます。

款03国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と調整交付金、それ

から地域支援事業に係る補助金と合わせて3億3,712万8,000円、前年度比1,455万3,000円の増額となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料としての給付費の28%でございますが、3億9,788万7,000円で、前年度比328万1,000円の増額となっております。

款05県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%などで、補助金と合計で2億1,245万1,000円、前年度より878万5,000円の増額となっております。

款06繰入金は、一般会計からの介護給付費の12.5%の繰入金や事務費繰入金など2億1,267万1,000円で、932万円の増額となっております。

また、款08繰越金につきましては499万7,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明いたします。

164ページをお願いいたします。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、介護認定費など合わせて2,208万4,000円、前年度比で190万3,000円の減額となっております。

款02保険給付費は、訪問、通所、短期入所など居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で14億1,074万9,000円であります。前年度と比べて6,081万4,000円の増額を見込んでおります。この科目だけで歳出予算全体の94.7%を占めておるということでございます。

款04諸支出金は、例年発生いたします前年度の介護保険事業精査に伴う償還金と過誤納金の還付金でございますが、160万円を計上させていただいております。

款05地域支援事業費は、筋力トレーニングや体操教室など介護予防事業経費と、配食サービス、寝たきり高齢者の介護者手当など、高齢者生活支援のための包括的支援事業の経費として4,385万5,000円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたしますので、183ページをお願いいたします。

ここからは、要支援1・2の方を対象に地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス事業勘定でございます。

初めに、歳入の款01サービス収入ですが、要支援認定者のサービスプラン作成による介護報酬のサービス収入として537万円、前年度より24万8,000円の減額を見込んでおります。

184ページをお願いいたします。

歳出の款01事業費366万8,000円は、介護予防プラン作成などのための居宅介護支援事業費です。前年度より44万円の増額となっております。

款02諸支出費172万2,000円は、保険事業勘定への繰出金です。サービス勘定全体では540万、

前年度に比べて30万円の減額となっております。

なお、予算書の165ページから176ページまでが保険事業勘定の明細書に、185ページと186ページがサービス事業勘定の明細書となっております。歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要の37ページから38ページが保険事業勘定分、39ページがサービス事業勘定分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で議案第4号、第5号、第6号、3件の当初予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

議案第7号、議案第8号について説明をいたします。2件とも主な項目を説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

初めに、議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算についてから御説明いたします。予算書の187ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,600万円とする旨規定しています。

第2条の地方債は、第2表で説明させていただきます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円とするものです。

第4条は、歳出予算の流用を定めるものでございます。

191ページの第2表 地方債をお願いします。

起債の目的別といたしまして、公共下水道建設事業に充当する借入限度額を1億370万円に、また流域下水道事業負担金の限度額を2,580万円とさせていただき、総額として1億2,950万円としております。この起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして193ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表にて説明をさせていただきます。

初めに歳入です。前年度比較が大きいものを説明いたします。

款01分担金及び負担金の1,055万7,000円は、26年度に整備した区域からの受益者負担金及び水道事業会計からの人件費負担金です。整備区域面積の減等によりまして前年度比801万6,000円の減額です。

款02使用料及び手数料は、主に下水道使用料で、1億9,055万円です。接続世帯数はふえて

いますが、節水意識の高揚や節水器具の普及により298万1,000円の減額です。

款03国庫支出金は8,455万円です。公共下水道整備事業の減によりまして800万円の減額です。

2つ飛びまして、款06繰入金は、一般会計繰入金及び下水道基金繰入金で5億348万円です。南山台東自治会の下水道接続要望に基づき、管路調査費を5,000万円計上したため、3,879万4,000円の増額です。

1つ飛びまして、款08諸収入は11万1,000円です。流域下水道が加入市町からの流入量の減により赤字体質となり、還付金が発生しなくなっているため、179万4,000円の減額です。

款09町債は1億2,950万円です。公共下水道整備事業の減によりまして1,000万円の減額です。

以上、歳入合計といたしまして9億3,600万円、前年度比800万円の増額です。

次の194ページをお願いします。

ここからは歳出でございます。主なものを説明いたします。

款01下水道事業費の4億5,748万8,000円は、下水道維持管理費として、流域下水道への維持管理負担金や監視管理委託料などで1億4,443万8,000円、長寿命化事業により有収率が向上し、流域下水道維持管理負担金等が減となっていますので1,629万1,000円の減額。また、下水道建設費では、工事請負費、流域下水道事業負担金などで3億1,305万円、南山台東管路調査費の純増などによりまして1,749万4,000円の増額です。差し引きで120万3,000円の増額となっています。

1つ飛びまして、款03公債費の4億7,461万1,000円は、下水道事業債の元金、償還金の増によりまして826万9,000円の増額です。起債残高におきましては、208ページの調書のとおり、平成26年度末で59億7,683万4,000円、27年度末で57億6,460万5,000円の予定となっております。

194ページへ戻りまして、款04予備費でございますが、388万6,000円を加えた歳出合計は9億3,600万円、前年度比800万円の増額です。

以下、195ページからは歳入歳出の明細となっています。また、附属書類といたしましては、主要施策の概要の40ページに事業概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

予算書の209ページをお願いします。

第1条は、当会計予算を定める総則です。

第2条は、業務の予定量を給水件数6,370件、年間総給水量を208万立方メートル、1日平均

給水量を5,683立方メートルと予定いたしまして、主な建設改良事業といたしましては、上之郷地区の水道未普及地域解消事業、南山台東、長谷等の送配水管及び施設改良事業、長岡地区の老朽管更新事業を予定するものです。

次に210ページをお願いします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものです。

収入の第1款水道事業収益として6億1,800万円を計上いたしました。

主な収入は、第1項の営業収益の4億7,678万円です。水道使用料の給水収益のほか、未普及地域の給水工事受託収益を見込んでおります。

また、第2項の営業外収益の1億4,119万1,000円は、長期前受金戻入のほか、消費税還付金などを計上しております。

次に、支出に移ります。

第1款水道事業費用として5億8,600万円を計上しております。

主な支出といたしましては、第1項の営業費用の5億6,990万6,000円です。この主な支出は、県水の受水費、施設の修繕費、施設監視や料金収納事務の委託料、減価償却費などとしております。

また、第2項の営業外費用の810万6,000円は、企業債利息等の支出を予定するものでございます。

第3項の特別損失は、過年度損益修正損の100万円を計上しております。

次のページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款資本的収入として9,800万円を計上しております。

第1項出資金の4,000万円は、一般会計より水道未普及地域解消事業の出資を受けるものでございます。

第2項の負担金の1,633万4,000円は、給水申込金、建設課関連の工事負担金を予定するものです。

第3項の国庫支出金の4,166万6,000円は、水道未普及地域解消事業及び老朽管更新事業の国庫補助金です。

次に、支出の第1款資本的支出として4億6,500万円を計上しております。

第1項建設改良費の4億4,553万2,000円の主な支出につきましては、水道未普及地域解消事業に9,800万円ほど、送水管及び施設改良工事に3億600万円ほど、老朽管更新事業に1,900万円ほどを予定するものでございます。

また、第2項の償還金の1,946万8,000円は、企業債の元金、償還金を予定するものでござい

ます。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する3億6,700万円は、過年度損益勘定留保資金2億4,500万1,000円、当年度損益勘定留保資金9,130万円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,069万9,000円で補填するものでございます。

次の212ページをお願いします。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものです。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

次ページ以降は、実施計画、給与費明細書となっております。

221ページをお願いします。

ここからは平成27年度予定貸借対照表となっております。

次に224ページをお願いします。

ここからは平成26年度予定貸借対照表と、227ページをお願いします。こちらにつきましては平成26年度予定損益計算書、229ページからは実施計画明細書となっております。

237ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1の業務活動によるキャッシュ・フローといたしまして、当年度純利益は1,221万1,000円を予定しております。

また、附属書類といたしまして、主要施策の概要の41ページには事業概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

次に、補正予算について行います。

議案第9号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

それでは、補正予算書つづりのピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

議案は第9号であります。平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入・支出見込みの精査などによる増額または減額補正が主であります。既に各委員会協議会において担当課から詳しく説明しておりますので、私からは、国の補正予算に伴い平成26年度に予定していた事業を前倒しで行うため計上したもの、金額の大きなもの、また特色のあるものなどを中心に説明させていただきます。

初めに第1条で、2億1,185万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を81億1,734万6,000円とする旨を規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

第2条 繰越明許費、第3条 債務負担行為、第4条 地方債の補正は、それぞれ追加または変更するためのものであります。

繰越明許費は、第2表 繰越明許費で説明しますので、6ページをお願いいたします。

まず1番目と2番目の消費喚起・生活支援型交付金事業並びに地方創生先行型交付金事業は、国の補正予算に伴いまして平成26年度に予算計上しますが、事業は平成27年度に実施するため、両事業の合計で6,505万5,000円を繰り越すものです。

3つ目の県議会議員選挙事業は、選挙業務が年度をまたぐため、また土木費の公共下水道雨水整備事業は、平成26年度の追加整備事業と国の補正予算に採択された事業を平成27年度において一体的に実施するため、1億440万円を繰り越します。

そして、消防費、防災コミュニティ複合施設設計業務委託1,836万円は、設計を進める段階で整備事業費や財源検討の調整に時間を要したため、繰り越すものです。

7ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の本体工事における調査委託費が確定したことにより、平成26年度予算の委託料の不用額を減額し、債務負担行為を同額分増額するものであります。

8ページ、第4表の地方債補正は、借入限度額の変更7件であります。

まず低公害車導入事業は、事業費の確定に伴う借入金の減額です。

伏見児童館再生可能エネルギー設備整備事業も、事業費確定による減額です。

続く県営土地改良事業と県道改良事業の負担金負担事業は、ともに事業決算見込み額が少額なため、借り入れをしないものであります。

次の地方道路等整備事業は、防災・安全交付金の限度額確定に伴い減額をします。

また、6番目の公共下水道浸水対策事業は、国の補正予算において前倒し事業を採択されたことに伴う4,000万円の増額です。

そして、現年補助災害復旧事業も事業費確定による借入限度額の減額で、7事業全体では

270万円の減額となります。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

11ページに移りまして、歳入の主なものについて説明いたします。

款01町税、項01町民税、目01個人分及び目02法人分は、決算見込み額の精査により、合計で1,400万円の増額です。

続く項04たばこ税は、決算見込みにより400万円の減額です。

12ページにかけてですが、款12分担金及び負担金、項02負担金、目03災害復旧費負担金、特定鉱害復旧事業費負担金は、亜炭鉱跡防災モデル事業における委託費が確定したことに伴い、9,214万円の減額です。

13ページに移ります。

款14国庫支出金、項01国庫負担金、目01民生費国庫負担金、節01社会福祉費負担金は、変更交付申請に伴い、全体で412万円の増額です。

下段の項02国庫補助金、目01民生費国庫補助金のうち、節02臨時福祉給付事業費補助金及び節03子育て世帯臨時特例給付事業費補助金は、ともに交付決定による減額補正です。

また、目04土木費国庫補助金、節01防災・安全交付金（道路事業）は、事業費の確定により819万5,000円の減額。14ページにわたりますが、防災・安全交付金（下水道事業）は、国の補正予算に基づく補助金の内示により4,005万円の増額計上をいたします。

目05災害復旧費国庫補助金、節01の特殊地下濠等対策事業補助金は、設計委託のみを行ったことにより8,149万円を減額します。

そして、目06総務費国庫補助金、節03地域住民生活等緊急支援交付金は、地方創生に係る国の補正予算に基づく交付金であり、限度額の提示により、消費喚起・生活支援型2,796万8,000円、地方創生先行型2,719万1,000円を計上いたします。

15ページをお願いいたします。

款15県支出金、項02県補助金、目01総務費県補助金、節02電源立地地域対策交付金は、交付決定により1,548万7,000円を増額。節03総務費補助金のうち、再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金は、消費見込み額の精査により4,698万9,000円を減額いたします。

また、目02民生費県補助金、節02福祉医療費補助金は、各種医療費の補助金の対象経費の決算見込みにより2,005万6,000円を減額いたします。

17ページをお願いいたします。

款18繰入金、項01基金繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整により3,616万7,000円を減額。

次の目02ふるさとふれあい振興基金繰入金は、助成団体への交付金確定などにより1,579万

円を減額いたします。

18ページの下段から19ページにかけての款21町債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明を行いました。合計で270万円の減額であります。

20ページからは歳出となります。

先に人件費の補正に関しまして、その主な内容は、予算措置後の人員や職員状況の変更に伴う給料、職員手当の減額などです。以降の説明はこの人件費を除かせていただくとともに、それ以外のものについても主要なもののみ説明させていただきますので、お願いいたします。

款02総務費、項01総務管理費、目04電算管理費は、総合行政情報システムなどの新導入に係る決算見込みにより、全体で720万円の減額です。

一番下の目07まちづくり推進費は、節19のふるさと創生事業補助金の交付額決定や、21ページの景観修景補助金の確定見込みにより1,399万円の減額です。

続く目08環境モデル都市推進費は、決算見込みにより、報償費や委託料、工事請負費で合計5,264万8,000円の減額です。

目09企業立地推進費は、誘致企業奨励金の対象企業がなかったことにより1,525万円を減額。

また、目14財政調整基金費は、今補正での歳出削減額を積み立てることにより、1億9,078万2,000円を増額いたします。

そして、目21地方創生事業費は、繰越明許費や歳入の部分でも触れましたが、国の補正予算による交付金を活用して実施する事業として、地方創生先行型事業と消費喚起・生活支援型交付金事業の合計で6,505万5,000円の歳出計上です。このうち先行型事業は、総合戦略人口ビジョン策定事業、観光プロモーション促進事業、移住・交流促進体制構築事業、岐阜御嵩の木育推進事業の4つの事業費を節01の報酬から22ページの節18備品購入費までに、また消費喚起・生活支援型事業は、プレミアムつき商品券を発行する商工会に対する補助金として節19に計上してございます。

23ページをお願いいたします。

款03民生費の説明をいたします。項01社会福祉費、目02国保年金事務等取扱費のうち、節28の国民健康保険特別会計繰出金は、基盤安定負担金の金額確定及び出産育児一時金の増加に伴い1,010万4,000円を増額です。

24ページに参りまして、目05介護保険費、節28繰出金のうち介護給付費繰出金は、介護給付費の増加に伴う789万3,000円を増額です。

続く目06福祉医療費及び目10障がい福祉費は、ともに決算見込みによる増減の補正です。

また、目11臨時福祉給付費は、補助金の交付決定に基づいて2,877万円を減額いたします。

25ページをお願いいたします。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費の中の節15工事請負費は、伏見児童館に係る工事費確定見込みによる1,050万円の減額です。

また、目06子育て世帯臨時特例給付費は、交付決定に基づいての減額です。

26ページの款04衛生費、項01保健衛生費の目02予防費から目04の成人保健費は、決算見込みによる各種健診委託料や助成件数増減での補正でございます。

27ページをお願いいたします。

目05環境衛生費のうち、節19での浄化槽設置整備事業補助金は、設置見込み基数が予定を下回ったため686万2,000円の減額です。

28ページに参りまして、款06農林水産業費、項01農業費、目04農地費、節15の町単土地改良事業は、地元からの事業要望がなかったことにより、また節19は、負担金決算見込みにより減額するものです。

29ページをお願いいたします。

款08土木費、項01土木管理費、目01土木総務費、県道改良事業負担金は、負担金額の確定により1,100万円の減額。

項02道路橋梁費、目02道路維持費、節15の道路維持工事は、防災・安全交付金の減額分の事業費を減額することにより1,200万円減額。

30ページへ参りまして、項04都市計画費、目03公共下水道費は、国の補正予算に伴い、事業を前倒したことにより、全体で9,121万7,000円を増額するものです。

31ページと32ページは、款10教育費に係る決算見込みや、各種施設での設備備品の修繕等のための補正計上でございます。

33ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項03農地等災害復旧費、目01特定鉱害復旧費の節13委託料は、金額の確定による9,966万6,000円の減額。節15の特殊地下ごう等対策工事は、工事を実施しなかったことにより1億6,500万円全額を減額するものです。

34ページから36ページまでの給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第10号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上2件について朗

読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第10号、第11号について説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

議案書の補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,409万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ22億2,197万7,000円とするものでございます。

今回の3次補正の主なものといたしまして、歳入では、国民健康保険税収入の精査を行ったこと、国や県等の負担金、補助金等の確定に伴うものなどでございます。また歳出は、保険給付費の推移を精査した結果によるもの、各拠出金の額が確定したこと、歳入歳出の見込みにより基金造成を行うことなどによるものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款01国民健康保険税ですが、今回、8月の本算定を経て5カ月が経過し、改めて現状に近い数値として補正を行うものでございます。一般被保険者分として全体で360万2,000円の増、退職者分として152万3,000円の減となっており、合わせて207万9,000円の増を見込んでおります。

款03国庫支出金は、額の確定に伴うものと、現時点で判明しているものについて補正を行うものでございます。療養給付費等負担金は3,138万5,000円の増、高額医療費共同事業負担金は105万円の減となります。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

財政調整交付金は968万1,000円の減を見込んでおります。財政調整交付金につきましては、2月に申請をいたしまして決定は3月中下旬となるということで、あくまでも現時点の金額としておりますので、よろしく願いをいたします。

国庫支出金全体では2,065万4,000円の増額補正となっております。

款04療養給付費交付金は、過年度分の精算として231万5,000円の増額でございます。

款06県支出金は、国庫と同様、額の確定したものと、現時点で判明しているもので補正をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

款07共同事業交付金です。これも額の確定によるものでございます。全体で334万6,000円の増額となっております。

款09繰入金です。基盤安定負担金につきましては、国・県の額が確定したことに伴い、一般会計からの繰入額を730万4,000円増額補正をするものでございます。出産育児一時金は、想定以上の対象者が見込まれるため、歳出で出産育児一時金を増額したことに伴い、法定繰り入れであります3分の2の額280万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

款02保険給付費の項01療養諸費でございますが、収支見込みにより、一般被保険者療養給付費は1,960万円の増額、退職被保険者等療養給付費は2,408万1,000円を減額、合わせまして療養諸費につきましては457万1,000円の減額となります。

その下、項02高額療養費ですが、一般は1,500万円の増額、退職は1,000万円の減額をお願いいたします。合わせまして高額療養費につきましては500万円の増額となります。

その下、項04出産育児一時金は420万3,000円の増額を、それから10ページ中段の項05葬祭諸費につきましては100万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款07共同事業拠出金です。高額医療費共同事業拠出金は、今年度の額確定のため419万8,000円の減。

同様に、保険財政共同安定化事業拠出金も1,349万円の減となりました。

款09基金積立金ですが、歳入歳出を現時点での見込みにて精査したところ、余剰として3,000万円出るということを想定しております。そのため、基金への造成を3,000万円お願いするというものでございます。

款11予備費は、収支見込みによる調整でございます。

以上で議案第10号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

第1条第1項ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,056万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億1,088万8,000円とするものでございます。また第2項になりますが、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ719万2,000円とするものでございます。

それでは、まず最初に保険事業勘定について説明をいたします。

今回の補正は、歳入につきましては、介護給付費の増に伴う国・県支払基金、それから町繰

入金の増額補正でございます。歳出につきましては、事務費の精査に伴う補正、介護給付費の増に伴う介護給付費の増額補正、それから地域支援事業費の精査に伴う減額補正となっております。介護給付費の増加に対応していくための補正内容が中心となっております。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

款03国庫支出金の項01国庫負担金ですが、介護給付費の増に伴い1,754万5,000円の増額補正です。

項02国庫補助金のシステム改修費補助金56万7,000円ですが、4月からの制度改正に伴います介護保険のシステム改修費に係る国庫補助金、総額の2分の1補助となっております。

款04支払基金交付金、款05県支出金についても、介護給付費の増に伴う交付金、負担金の増額補正であります。

8ページをお願いいたします。

款06繰入金、項01一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金についても、給付費の増に伴い789万3,000円の増額。

その他一般会計繰入金は、事務費の精査により201万2,000円の減額補正となっております。

それから項02介護サービス事業勘定繰入金は、居宅介護支援事業の収支の精査により112万円の減額となります。

款09諸収入ですが、電気自動車購入に係る補助金並びに国保連合会との電送システム改修に伴う交付金、合わせて40万2,000円の増額補正となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

中段の款01総務費、項02賦課徴収費のシステム改修委託料ですが、当初は一括で改修する予定であったものが、国の制度改正のおくれなどもあり、26年度分と27年度分に分けて実施することになったため、当初予算で見込んでおりました部分を、27年度分に回った部分75万円を減額するものでございます。

項03認定費のうち、備品購入費にて電気自動車を購入いたしましたが、入札差金分の58万5,000円を減額させていただいております。

10ページをお願いいたします。

款02保険給付費ですが、介護給付費を13億8,500万円ほどと見込み、6,220万2,000円の増額補正となりました。

続きまして款05地域支援事業費、項01介護予防事業費ですが、事業費の見込みにより62万円を減額させていただいております。

11ページをお願いいたします。

項02包括的支援事業費は、消耗品費、それから職員出向負担金の事業見込みにより20万円の減額でございます。

款06予備費は、収支の調整による減額でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01サービス収入90万円の減額は、介護予防ケアプラン計画作成件数の見込みによるものでございます。

歳出ですが、款01事業費の項01居宅介護支援事業費は、臨時職員賃金の減、それから介護予防プランの外部への作成委託件数がふえたことによる増額などで、合わせて22万円の増額とさせていただきます。

款02諸支出費、保険事業勘定繰出金は、居宅介護支援事業費の収支により、歳入歳出予算の精査から112万円の減となりました。

以上で議案第10号、第11号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第12号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは私のほうから、議案第12号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算の黄緑色の表紙の1ページをお願いします。

今回の下水道特別会計補正予算につきましては、事業が年度末を迎え、収入・支出の見込みがおおむね出たことによる補正でございます。

それでは、26年度下水道特別会計補正予算（第3号）は、第1条で、7,450万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,282万2,000円とする旨規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

第2条規定の繰越明許費につきましては、第2表 繰越明許費で、第3条規定の地方債補正につきましては、第3表 地方債補正で説明させていただきます。

4ページをお願いします。

繰越明許費につきましては、事業名、下水道整備事業として5,720万円の繰り越しを行うも

のでございます。井尻地区の上之郷污水幹線第7工区工事について、岐阜県発注の県道井尻・八百津線改良工事との調整によりまして年度内の完成が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

今回の地方債補正は、公共下水道建設事業に充当する地方債の借入限度額1億1,420万円について2,670万円を減額し8,750万円と、流域下水道事業負担金に充当する地方債の借入限度額2,530万円について340万円減額し2,190万円とするものでございます。合計では1億940万円の限度額です。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

7ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

款01分担金及び負担金の目01下水道事業受益者負担金は、猶予解除区域が見込みよりふえることなどに伴い389万1,000円の増額です。

款02使用料及び手数料の目01下水道使用料は、見込みにより452万7,000円の減額です。

その下、目01下水道手数料は、実績により2万3,000円の増額です。

その下、款03国庫支出金の目01社会資本整備総合交付金は、見込みにより4,310万円の減額です。平成26年度に予定をしておりました工事の一部を国の経済対策事業といたしまして平成25年度繰越明許事業として実施したことによりまして、この後の町債、歳出の工事請負費が減額となっています。

次のページ、款04県支出金の目01下水道事業費県補助金は、見込みにより2万1,000円の減額です。

款08諸収入の目01延滞金は、実績により9万4,000円の増額。

その下、目01雑入は、流域維持管理負担金調整金等が76万円の減額です。

次の9ページをお願いします。

款09町債の目01下水道事業債は、先ほど説明申し上げましたとおり3,010万円の減額です。

次のページをお願いします。

ここからは歳出でございます。

初めに、款01下水道事業費の目01下水道維持管理費では、節19負担金は、見込みにより流域維持管理負担金が650万円の減額。節27公課費は、消費税が360万9,000円の減額です。

下段、目01下水道建設費では、01報酬が6万5,000円、09旅費が12万円、節13委託料が200万円、それぞれ見込みにより減額。節15工事請負費は、先ほど御説明申し上げましたとおり、事業を前倒しで実施したことにより8,000万円の減額。節16原材料費が35万円、節19負担金が363万9,000円、見込みにより減額でございます。

款02基金積立金では、目01下水道基金積立金を2,328万4,000円の増額です。

次の11ページをお願いします。

款03公債費は、見込みにより、元金及び利子と合わせて150万1,000円の減額です。

以上で議案第12号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（加藤保郎君）

これより条例関係等について行います。

議案第13号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

議案つづりの5ページをお願いいたします。

議案第13号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

これより7ページにかけて条例改正文が載せてございますが、御説明は資料にて行いますので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

平成26年6月13日、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日施行の3つの規定が追加されました。この法律改正により、本町においても法令の規定に基づき行う処分については追加された規定にのっとりた運用を行わなければならないこととされますので、本町が条例または規則の規定に基づき行う処分及び本町が行う行政指導についても改正後の行政手続法と同様の運用とするため、法改正と同趣旨の条例改正を行うものです。

改正の概要でございますが、まず1番目に、行政指導における許認可権限の根拠の提示でございます。趣旨、内容、責任者に加えて、根拠となる法令の条項や要件、その理由を明示することになります。

2番目に、行政指導の中止の求めでございます。不当と思われる行政指導に対しては、中止等を求めることができることになります。

そして3番目に、処分等の求めですが、法令違反の事実を発見した場合は、どなたでも是正処分等を町に求めることができるものです。

なお、当条例第3条第1項の規定により、地方税等の徴収に係る処分や行政指導については一部適用除外となるため、所要の改正を行います。また、この条例改正の施行は平成27年4月1日からでございます。2ページから9ページにかけて新旧対照表がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号の御説明をいたしますので、議案つづりの18ページをお開きください。

議案第20号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて。

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる辺地法第3条第1項の規定により、上之郷辺地総合整備計画を策定して辺地対策事業債の対象とするものです。

次の19ページをお願いいたします。

総合整備計画書でございます。

計画の対象地域は、字津橋、前沢、謡坂、小原、谷、綱木、大久後、小和沢の8地域としております。

計画の内容は、1. 道路施設の整備及び修繕、2. 通学バスの更新、3. 観光施設の整備の3分野にわたるものでございます。

計画期間は、20ページに掲載しておりますとおり、平成27年度から平成31年度までの5年間です。事業費は総額で6億5,740万円とし、内訳は、特定財源を3億1,830万円見込み、辺地対策事業債を3億3,910万円予定しております。

それでは、資料つづりの31ページと32ページをお開きください。

整備計画の内訳表でございます。

まず道路に関しましては3事業、初めの樋ヶ洞・井尻連絡道路ほか整備事業は、豪雨等での災害時における避難経路として、また平常時での利便性を高める生活道路として当該地域を結ぶ連絡路を新設するもので、平成29年から31年度まで総額で2億1,400万円の計画でございます。また、町道施設補修事業は、擁壁や切り土、のり面などの4カ所の補修として28年から29年度に事業費3,200万円を、次の町道舗装補修事業は、地域内の6路線に係る舗装打ちかえ工事3億2,510万円の計画でございます。

2番目の教育文化施設は、通学バス整備事業、平成28年度に45人乗りの中型バス1台を更新するもので、1,530万円を計画しております。

そして3番目に、観光に関する施設は2事業です。まず諸之木峠展望台施設整備事業として、平成28年、29年度に中山道の御殿場に休憩展望台と公衆トイレを整備する計画、事業費は1,800万円です。また、滞在型農業体験施設整備事業は、平成29年、30年度に遊休農地などを活用した農業菜園とコテージをセットした観光施設、事業費5,300万円の整備計画でございます。なお、以上、備考欄には特定財源となる補助事業名を掲載しております。

以上で辺地総合整備計画の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻を午後1時とします。

午前11時46分 休憩

午後1時01分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議案第14号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例及び御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

どうも昼からの一番バッターということで若干緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、今回上程させていただいております議案第14号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例及び御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の議案つづり8ページをお願いいたします。それから、資料つづり10ページから11ページに今回改正させていただきます条例の新旧対照表が載せてございますので、よろしくお願いいたします。

午前冒頭の町長の施政方針の中でも触れていただいたところでありますが、今回の条例の一部改正は、平成20年度より制度化され、全国の地方自治体で導入されておりますふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税に関し、事業の追加を行う一部改正でございます。

現在、寄附金を活用させていただく事業としまして、御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例第2条の第1号に地球温暖化防止その他環境保全事業、第2号に高齢者等の福祉向上に関する事業、第3号に将来を担う子供たちの健全育成に関する事業、第4号にその他目的を達成するために町長が必要と認める事業を定めております。その内容に基づきまして広く皆様方から寄附金を募り、制度の導入以来、多くの皆様より温かいお心を頂戴し、寄附者のお気持ちを尊重した形で基金に積み立てさせていただき、有効に活用させていただいております。

こうした中、御嵩町を代表する重要文化財願興寺本堂を初めとしました指定文化財の劣化や破損が進んでいる状況がある中で、将来への継承が難しいという危惧を持ってきております。町としましても、その保護・保存について補助金等の支援策を講じているところであり、指定の区分によっては国や県の助成を得ながら対応を図っているところではありますが、所有者、管

理者の経済的負担が原因で取り組みが不十分となるケースもあることは否めない事実でございます。

そこで、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税ですが、その制度を活用し、多くの方々の支援を仰ぎ、町としての文化財の保護または保存に向けた取り組みの充実を図るとともに、所有者、管理者の負担軽減を図ろうとするものでございます。

一部改正条例の第1条として、御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例の第2条の事業区分中の第4号を第5号とし、第3号の次に「文化財の保護又は保存に関する事業」を第4号として追加。

第2条として、御嵩町寄附金条例に定める基金のうち、別表1に示すふるさとみたく応援基金の処分に関する欄、こちらにつきましては資料つづり11ページ、御嵩町基金条例新旧対照表をごらんいただいたほうがわかりやすいかと思いますが、ごらんいただきつつ御説明申し上げますが、処分に関する欄の中の現行(4)を(5)として、(3)の次に(4)として「文化財の保護又は保存に関する事業の財源に充てる場合」を追加する改正でございます。

なお、本条例の施行につきましては、附則により、平成27年4月1日からと定めさせていただいております。

御審議のほどお願い申し上げ、以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

今回、平成27年4月からの介護保険制度改正や、第6期の介護保険事業計画の改正に伴うものなど、条例の関係する部分を改正する必要がありましたので、議会に上程し、一部改正をお願いするものであります。

資料つづりの12ページ、13ページをお願いいたします。

今回の条例改正の主な内容でございますが、3点ございます。

まず1点目に、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間といたします第6期介護保険事業計画の策定に伴い、サービス見込みの推計などから保険料を改定し、所得で区分される各段階別の保険料の変更があること。

それから2点目に、介護予防・日常生活支援総合事業などの実施に関する経過措置。

それから3点目でございますが、低所得者への介護保険料の軽減強化に関すること。以上の3点でございます。

それでは、条文の内容を説明させていただきます。

議案書は10ページ、資料は14ページからの新旧対照表をごらんください。

新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第3条は、保険料についてでございます。第6期計画期間中であります平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めております。第1項第1号から第11号まで、保険料と該当する所得要件などが改正されております。

大変申しわけございません、資料の12ページまでお戻りください。

12ページの四角く囲ったところの一番上、(1)保険料率の改定という表をお願いいたします。右側が現行、左側が改定後となっております。

所得段階ですが、国から示された9段階を基本に、特に所得がある程度ある方から相応の保険料を納めていただくよう、前回の御嵩町の保険料段階であります10段階からさらに細分化いたしまして、11段階の設定とさせていただきます。

第1段階は、生活保護受給者及び住民税非課税の世帯で、本人の前年の合計所得金額及び課税年金収入の合計が80万円以下の人、こちらの方が3万1,800円でございます。第2段階は、本人及び世帯全員が住民税非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計が120万円以下の方、こちらの方が年額4万7,700円でございます。第3段階、本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額が120万円超えの方、こちらの方については第2段階と同じ年額4万7,700円でございます。第4段階、世帯の誰かが課税、本人は非課税で、前年の合計所得金額及び課税年金収入の合計金額が80万円以下の方、こちらの方が5万7,240円でございます。第5段階は、世帯の誰かが課税、本人は非課税で、第4段階以外の方となっております。

第5段階のところ基準保険料となっております、年間6万3,600円、月額に直しますと5,300円でございます。第5期の基準保険料が月額4,800円ございましたので、月500円、年間で6,000円の値上げをさせていただいておるということでございます。

第6段階は、本人課税で、合計所得が120万未満の方、こちらの方は年間7万6,320円でございます。第7段階は、合計所得金額が120万以上190万未満の方、年額で8万2,680円でございます。第8段階、合計所得金額が190万円以上290万未満の方、年額9万5,400円でございます。第9段階、合計所得金額が290万円以上400万未満の方、年額10万1,760円でございます。第10段階、本人課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方、年額10万8,120円でございます。第11段階は、合計所得金額が600万円以上の方でございますが、年額12万4,020円という

ことになっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料は16ページにお進みください。新旧対照表の16ページ下段をお願いいたします。

第5条でございますが、第5条につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、関係する部分を改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表17ページから18ページをお願いいたします。

第12条及び第13条も、介護保険法施行令など他法令の改正に伴う関係する部分の改正と、語句の表記を改めるものでございます。

新旧対照表18ページ真ん中より下の部分でございますが、附則について説明をさせていただきます。

医療介護総合確保推進法、正式名称で言いますと、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律と長たらしい名前でございますが、介護保険の一部改正に伴いまして、これまで介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業への移行等、新たに在宅医療、介護の連携、生活支援体制整備、認知症早期支援の実施が加えられております。この改正に対応するための新しいサービスの受け皿の確保や、医療機関との調整等に時間を要するなどの問題に対し、町の現状を踏まえまして準備期間を設ける必要がございます。

そこで、平成27年4月実施が困難な場合は、先ほど申しました医療介護総合確保推進法附則第14条におきまして、実施が困難な旨等、実施猶予の期限を条例で定めることとされているため、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を設けることなど、必要な規定を整備するものでございます。具体的には、議案書をお願いいたします。議案書11ページの上から10行目でございます。「附則に次の1条を加える。」以下でございますが、こちらからになります。

附則第7条第1項におきましては、介護保険法第115条の45第1項に規定いたします介護予防・日常生活支援総合事業等については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものと規定します。

それから、同条第2項の法第115条の45第2項第4号に規定する事業でございます在宅医療・介護連携推進事業、それから同条第3項の法第115条の45第2項第5号に規定する事業であります生活支援体制整備事業並びに同条第4項の法第115条の45第2項第6号に規定する事業であります認知症対策推進事業の3つにつきましては、同様に、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日からの実施を規定するものでございます。

この条例改正の附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成27年4月1日から施行す

るものでございます。

それから経過措置といたしまして、改正後の保険料は、平成27年度以降の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については従前の例によるものとするということでございます。

それから、平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例といたしまして、改正後の第3条第1項第1号に規定する第1号被保険者の保険料、こちらを平成27年度から平成29年度まで「3万1,800円」とあるところを「2万8,620円」に軽減するというものでございます。

以上で議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第16号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 佐久間英明君。

福祉課長（佐久間英明君）

それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

議案つづりの12ページをお開き願います。

御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるという内容であります。このページから次の13ページにかけまして改正文となっておりますけれども、内容につきまして資料つづりに概要を掲載しておりますので、そちらで説明申し上げます。資料つづりのほうの20ページのところになります。

一番上のところにもありますけれども、平成24年に子ども・子育て支援法など、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立しまして、子ども・子育て支援新制度がこの4月からスタートいたします。これに伴いまして、町条例のうちの関連する部分につきまして改正するものであります。

内容につきまして、3つの条例を改正することと、1つの条例を廃止する内容になっております。

概要のほうに移りますけれども、第1条におきましては、御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正の内容です。現在、保育費用の徴収は児童福祉法を根拠に徴収しておりますけれども、新制度では、原則として保育料を公の施設の使用料として条例で定めることが必要になったために、条例にその規定を追加するものであります。またあわせて所要の改正を行う内容になっております。

次に第2条になりますけれども、御嵩町内部組織設置条例の一部改正の条例です。子ども・子育て支援新制度に関する事務を事務分掌表に追加するというものであります。またあわせて

所要の改正も行っております。

次に、第3条でありますけれども、御嵩町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正になります。御嵩町次世代育成支援後期行動計画がこの3月で終了して、4月からは子ども・子育て支援法に基づいた子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、子ども・子育て支援対策として取り組んでいくことになってまいります。こうした設置目的を条文の中で改めていくものであります。

最後に第4条になりますけれども、御嵩町保育の実施条例についてであります。この条例の根拠となる児童福祉法第24条第1項が改正されてきておりまして、保育の実施基準についての条例委任がなくなっているために、この条例を廃止いたします。新制度では、子ども・子育て支援法施行規則、それから御嵩町子ども・子育て支援法施行細則などによりまして、町が保育の必要性を判断し、認定して利用していただくということになってまいります。

施行期日は、子ども・子育て支援法の施行日と同じ、この4月1日と定めております。

次の21ページから24ページにかけて新旧対照表を掲載しています。先ほどの改正文とあわせまして後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で議案第16号の説明を終わります。

議長（加藤保郎君）

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、議案第17号から19号までの3件の議案について御説明をいたします。

議案つづり14ページをお願いいたします。

初めに、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明をいたします。

これは、平成27年4月1日から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、教育委員長の職が廃止されます。また、現行の教育長は一般職の身分を有していましたが、新教育長は常勤の特別職となります。そのため、関係条例6件を一括で改正等するための条例制定でございます。

第1条は、御嵩町議会委員会条例第19条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める改正でございます。

第2条は、御嵩町各種委員等給与条例の別表中「委員長」を削り、「教育委員会委員」に改める改正でございます。

第3条は、御嵩町特別職報酬等審議会条例第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める改正でございます。

次ページをお願いいたします。

第4条は、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条に第3号「教育長」を加え、別表に教育長の報酬月額を加える改正でございます。

第5条は、御嵩町職員等の旅費に関する条例第11条の2第1項に第8号として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者」を加え、第12条第1項第3号中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める改正でございます。なお、教育総合会議は、今回の法改正により創設されました首長と教育委員会が協議を行うための会議でございます。

第6条は、第4条の御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正により、教育長の報酬が規定されたこと及び、後ほど説明をいたします議案第18号の御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定に伴い、現行の教育長の給与その他勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。

附則として、条例の施行期日は平成27年4月1日でございます。

ただし、この条例の施行の際、現に在職する教育長については、引き続き教育長として在職する場合は、その在職する期間中、本条例は適用しないとする経過措置が規定してあります。なお、後ほど御説明をいたします議案第18号及び19号にも同様の経過措置が規定してあります。

次に2件目の議案でございます。

議案つづり16ページをお願いいたします。

議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について説明をいたします。

これは、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第4項の規定により、新教育長は常勤とすることから、新たに勤務時間等の条例を制定いたします。

第1条は、目的。

第2条は、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他に特別の定めのある場合を除き、御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるとする規定でございます。

附則としまして、条例の施行期日は平成27年4月1日でございます。

3件目に移らせていただきます。

議案つづり17ページをお願いいたします。

議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御説明をいたします。

これは、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定により、勤務時間中の職務専念義務が課せられたことにより、新たに条例を制定いたします。

第1条は、目的。

第2条は、職務に専念する義務の免除は、第1号、研修を受ける場合、第2号、厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号は、前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める場合とする規定でございます。

附則としまして、条例の施行期日は平成27年4月1日でございます。

資料つづり25ページをお願いいたします。

25ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の概要を示しております。また、26ページ以降は新旧対照表を掲載しております。後ほどお目通し願います。

以上、議案第17号から第19号まで都合3件の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第21号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

それでは、議案第21号 工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

お手元の議案つづりの21ページをお願いいたします。

第2期防災工事に引き続き、民間宅地において亜炭鉱廃坑空洞の充填工事を実施する平成26年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第3期防災工事につきまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の方法は、条件つき一般競争入札。契約金額は6億8,191万2,000円です。契約の相手方は、飛島・國本起業特定建設工事共同企業体です。代表構成員は、飛島建設株式会社名古屋支店 支店長 坂晃吉。構成員は、株式会社國本起業となっています。

議案第21号の資料につきましては、お手元の資料つづり33ページから36ページをよろしくお願いいたします。33ページには工事請負仮契約書の写し、続きまして入札執行結果公表一覧表、工事実施箇所図となっていますので、お目通しをお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第22号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第22号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案つづりの22ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、上之郷污水幹線（第7工区）工事。契約金額4,903万920円を5,155万9,200円に変更する。変更の理由、工事に使用する機種の変更等による増額。契約の相手方、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設 代表取締役 天野和孝でございます。

資料つづりの37ページをお願いします。

こちらには工事請負仮変更契約書の写しが、次の38ページには工事場所の位置図がつけてあります。上段が変更前、下段が変更後となっています。

平成27年1月27日に工期変更の工事請負契約を締結しました上之郷污水幹線（第7工区）工事につきまして、38ページの下段の変更後の位置図の中央部でございますが、井尻公民館付近のB工区の推進工について、設計値を上回る玉石が出てきたことによりまして、先導体、カッターヘッドの機種を変更したこと。また、C工区の開削工におきまして、公共ますの設置希望がなかったことにより、破線部分60.1メートルを不施工としたこと等によりまして252万8,280万円の増額となり、議決案件である契約金額が5,000万円を超える見込みになったことによりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更後の事業量は、開削工が326.9メートル、推進工が103.4メートルを予定するものです。お目通しのほどよろしく申し上げます。

以上で議案第22号 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

請願の委員会付託

議長（加藤保郎君）

日程第6、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願つづりのとおりです。

請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

議会事務局長（小木曾昌文君）

水色の請願つづり1ページをお開きください。

平成27年2月24日、請願第1号、御嵩町議会議長 加藤保郎様。

高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書。

「原発ゼロをめざす可茂の会」、会長 高相明子、可児市桜ヶ丘6-207、紹介議員、伊崎公介。

1. 請願の趣旨。貴職の日ごろの御奮闘に心から敬意を表します。

御承知のように3・11福島第一原発事故は、「原発安全神話」の崩壊と原発事故の本当の恐ろしさを私たちの目の前に突きつけました。原発は、一旦過酷事故を起こせばそれをコントロールすることができず、他の事故とは本質的に異なるものであるということを証明しました。以降、“原発は要らない！”の声が国民の中に大きく広がっています。

ドイツでは再生可能エネルギーへの転換にいち早くかじを切りました。日本国内にも、そうした思いを結集し、原発に頼らない再生可能エネルギーで電力を供給するシステムを構築している組織（コミュニティーパワー）が次々に誕生しています。

また、昨年5月21日福井地方裁判所の樋口英明裁判長は、「大飯原発3、4号機の再稼働は認めない」という判決を下しました。

若狭湾に林立する原発に大きな事故が発生すれば、40から50分で放射能が可茂地区に飛来するということが、数回の風船を飛ばす実験で証明されています。原発事故の問題は、立地自治体だけの問題でなく、隣接自治体さらには日本全体、諸外国にも影響を及ぼす大問題であることは福島第一原発事故が証明しています。

原発を再稼働するか否かの問題は、政府や立地自治体だけに委ねられる問題ではないと考えます。また、原発を稼働すれば出てくる使用済み核燃料の問題も、処理方法・処理場所等何一つ解決されていません。今現在の電力を賄うために原発を稼働させ、そのごみ処理問題を未来の世代に委ねてしまうという無責任なことは断じて許されることではありません。

2013年9月以来、日本では全ての原発がとまっています。この間、電力不足で不測の事態に陥ったということもありません。こうした状況にある中で、高浜・美浜・大飯原発を再稼働するという政府、新規制委員会、関西電力のやり方に到底納得することはできません。

私たち可児市・美濃加茂市・御嵩町の住民は高浜・美浜・大飯原発から直線距離で約100キロメートルの地で生活をしており、事故が起きたときのことを思うと安心して暮らすことがで

きません。地域住民の命と生活の安全を守る責務のある地方自治体として、御嵩町が国に対し次のことを要請することを求めます。

2. 請願事項。1. 政府に対し、高浜・美浜・大飯原発の再稼働をしないよう働きかけること。2. 政府に対し、原発ゼロ政策と再生可能エネルギー利用推進の政策を早期に決断するよう働きかけること。

以上であります。

議長（加藤保郎君）

朗読が終わりましたので、請願第1号について紹介議員より説明があれば、これを許します。

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

それでは、紹介議員として紹介趣旨を述べさせていただきます。

まず請願事項1、2についてはおわかりいただけたと思いますが、このところで私たち御嵩町の議会議員、あるいは行政として一番重要なところは、若狭湾に林立する原発に大きな事故が発生すれば、40分から50分で放射能がこの地区に飛来するというのが一番重要なところであると思います。40分から50分ということであれば、もしも自宅にいれば窓を閉めたりとか、その程度のことはできるでしょうけれども、仕事で外出している、あるいは子供たちが学校に行っているということになれば、この40分から50分という時間ではとても手に負えるものではないと思います。それから、農地を営んでいるという方であれば、何ら対策もできないまま放射能の飛来を受けてしまうということで、紹介させていただきました。以上です。

議長（加藤保郎君）

ただいま議題としています請願第1号につきましては、2月27日の議会運営委員会において総務建設産業常任委員会にその審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月11日午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後 1 時44分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

